

指定居宅介護支援運営規定、重要事項概要

令和6年4月1日より

1 指定居宅介護支援事業者(法人)の概要

名称・法人種別	医療法人社団 鴻愛会
代表者名	理事長 神成文裕
所在地・連絡先	(住所)埼玉県鴻巣市上谷 2073 番地 1 (電話)048-541-1131 (FAX)048-541-2730

2 事業所の概要

(1)事業所名称及び事業所番号

施設の名 称	このす共生園介護支援センター
所在地・連絡先	(住所)埼玉県鴻巣市下谷409-1 (電話)048-540-6171 (FAX)048-540-6175
事業所番号	1171700501
管理者の氏名	櫻井康弘

(2)施設の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				常勤換算後 の人数(人)	職務の内容
		常勤(人)		非常勤(人)			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1	介護支援専門員
介護支援専門員	1	1				1	介護支援専門員
事務員	1		1				

(3)通常の事業実施地域

鴻巣市

※上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

(4)営業日

営業日	営業時間
月曜日～土曜日	8:30～17:30
営業しない日	日曜日、年末年始(12月30日～1月3日)

3 事業の目的及び運営方針

(1)事業の目的

この規定は医療法人社団鴻愛会が開設する指定居宅介護支援事業所『このす共生園介護支援センター』（以下「事務所」という）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という）に対し、その御利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的とする。

(2)運営方針

事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

1. 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
2. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3)居宅介護支援の実施概要

内 容	提 供 方 法
居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整	課題分析を行った上で利用者のニーズを把握し、居宅サービス計画を作成します。また、各サービス利用に関する事業者との調整を行い、必要に応じて保健福祉等の関係機関との連絡調整を行います。
サービス実施状況及び課題の把握	定期的に介護支援専門員が家庭訪問し、サービスの内容が適切かどうかの話し合いをします。
給付管理	介護保険を利用して受けられるサービスについて、実際にサービスを受けられる範囲やサービスの種類等について調整し、サービスが計画通りに提供されたか等を確認して、給付管理を行います。
相談の対応	介護保険や介護に関することなら、何でもご相談をお受けします。

1. 相談の場所:事業所相談室(必要に応じて居宅訪問を実施)
2. 課題分析の種類:MDS 方式等
3. サービス担当者会議開催場所:利用者宅または事業所相談室・会議室
4. 居宅訪問の頻度:月 1 回以上

4 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。

(2) 交通費

居宅介護支援に要した交通費のご負担はありません。

5 介護支援専門員の変更

担当の介護支援専門員に関してはいつでも変更できます。ご相談下さい。

6 サービスの終了

(1)利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。ただし緊急の入院など、止むを得ない場合はこの限りではありません。

(2)当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。

(3)自動終了 以下の場合は双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・御利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた御利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた御利用者の要介護認定区分が、要支援1・要支援2と認定された場合。
- ・御利用者が亡くなられた場合

(4)その他

御利用者や御家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

7 虐待防止について

事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しており、責任者は管理者です。
- (2) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

8 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 当事業所お客様相談窓口

当事業所	窓口責任者 櫻井 康弘	ご利用時間 8:30~17:30
お客様 相談窓口	ご利用方法 電話(540-6171) 面接(当施設1階相談室) 意見箱(玄関ロビー下足室に設置)	

※要望や苦情などは担当にお寄せいただければ速やかに対応いたします。また玄関ロビー下足室に設置の「意見箱」をご利用いただくか、管理者に直接お申し出いただけます。

(2) その他

当事業所以外に市町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険団体連合会等でも受け付けています。

鴻巣市 介護保険課 電話 048-541-1321

埼玉県国民健康保険団体連合会 電話 048-824-2568

9 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、御利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに御利用者がお住まいの市町村、御家族に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

10 秘密の保持について

(1) 当事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得た御利用者及び御家族の秘密を漏らしません。

(2) 当事業所の従業者であった者は、正当な理由なくその業務上知り得た御利用者様及び御家族の秘密を漏らしません。

(3) 当事業所では、御利用者の医療上緊急の必要がある場合、又はサービス担当者会議等が必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で御利用者又は御家族の個人情報を用います。

11 その他運営に関する重要事項

(1) 採用時研修 採用後:1ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

(3) この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人社団鴻愛会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。